

日冷倉協発第 78 号

令和 8 年 7 月 21 日

寄託者 各位

一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会
業務委員長 西川 公人

営業冷蔵倉庫の免責について

拝啓

猛暑の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様ご存じの通り、本年 4 月より標準冷蔵倉庫寄託約款の大幅な改定が行われました。

冷蔵倉庫業は倉庫業法で寄託約款を定め、それに基づき営業することと規定されております。当協会会員を含めほとんどの冷蔵倉庫業者は実務的には、この国の定める「標準冷蔵倉庫寄託約款」を採用しています。

今回の改定の中でも冷蔵倉庫の免責及び損害賠償に関する条項が見直されていますが、標準冷蔵倉庫寄託約款（甲第四十六条、乙第四十二条）第一項で自然災害その他が規定されています。これは包括的に犯罪行為を含む不可抗力な事案や原因による損害は免責としたものです。

ここ数年頻発する「サイバー攻撃被害」もその中に含まれております。

このように具体的な事案事象を例示してはおりませんが、上記の通り包括的に表現したものです。この点が具体例を多く記載した「標準倉庫寄託約款（普通倉庫に適用）」とは異なる点ですが、時流時代とともに変化する社会では包括的に定義したほうが良いとの考え方に基づいています。

寄託引き受けの制限（甲・乙第九条）、出庫の一時拒絶（甲第三十条、乙第二十六条）にあるように、やむを得ない事由により設備、装置、情報システム等に支障があるときは、入庫制限や出庫拒絶が可能であり、そのことによる損害は賠償責任外となっています。サイバー攻撃や情報システム異常によるものもこの中に含まれます。

しかしながら、如何なる事由にせよ、物流に停滞を生じさせることについて、協会として深く憂慮しております。

このような事案を重く受け止め、協会としてもセキュリティ強化の対応を進めてまいります。また、冷蔵倉庫業界全体として、より安全で強靱な物流インフラの構築に努めてまいります。

何卒、冷蔵倉庫事業者の立場・約款上の免責の考え方につきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具